

令和元年度アスベスト分析研修(第1回)実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

国及び地方公共団体等において環境分析業務を担当している職員が、大気汚染防止法に基づくアスベストモニタリングマニュアルの知識及び一般環境試料を対象とした繊維状物質の測定技術（位相差顕微鏡法、分析走査電子顕微鏡法）を習得するとともに、全員合宿による研修生間の交流を通じて、相互の啓発及びネットワークの形成を図ることを目的とする。

2. 期間及び会場

(1) 期間 第1回：令和元年7月8日（月）から7月12日（金）まで（5日間）
※期間中は受講者全員合宿制となります。

(2) 会場 環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3
☎04(2994)9766（教務課直通）

3. 教科内容

裏面のとおりとする。

4. 研修予定人員 12名

5. 研修を受ける資格

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国及び地方公共団体等において環境分析業務を担当している職員
- (2) 研修受講に支障のない健康状態にある者
- (3) 所属長の推薦を受けた者

6. 研修生推薦の有無

研修生を推薦する場合は、別紙様式による被推薦者の「略歴書」及び「実務経験調書」を添えて、**令和元年5月30日（木）までに必着**するよう環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

なお、研修生を推薦しない場合においても、前記の推薦期限までにその旨を文書（研修担当者からの事務連絡もしくは公用メールによる連絡でも可）にて通知すること。

7. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、推薦者にその旨を通知する。

8. 修了証書の交付

環境調査研修所所長は、所定の課程（原則として1割以上欠課した者を除く。）を受講した者に対して修了証書を交付する。

なお、受講の状態については、研修終了後所属長に通知する。

9. 経費

次の経費は所属長の負担とする。

(1) 往復に必要な旅費

ただし、環境省の職員については、環境調査研修所から支給する。

(2) 滞在費

ただし、国家公務員（独立行政法人職員を除く。）については、日額旅費を環境調査研修所から支給する。

* 次の情報を環境調査研修所ホームページ（URL <http://www.neti.env.go.jp>）に掲載しておりますので御参照ください。

◎ 「研修受講ガイドブック」（研修受講に当たっての留意事項に関する情報を掲載しております。）

◎ 「実施要綱」、「略歴書」及び「実務経験調書」様式

○教科内容

1. 講義（大気中アスベストモニタリング法）	1.5
2. 講義（電子顕微鏡によるアスベスト測定法）	1.5
3. 実習	22.5
4. ゼミナール	1.5
5. その他（開・閉講式、オリエンテーション、実習準備）	3.5
	合計 30.5 時間

○実習内容

実習項目	目的及び方法	実習内容の概要
大気中のアスベスト分析	大気中のアスベスト分析（位相差顕微鏡法及び分析走査電子顕微鏡法）の原理と分析技術の習得	1. サンプルング 2. 試料作成 3. 測定法 位相差顕微鏡法（PCM法） 分析走査電子顕微鏡法（A-SEM法）

○外部講師（予定）

- 【講義】アスベストモニタリングマニュアル検討委員（2名）
- 【実習】位相差顕微鏡メーカー指導員（2名）
- その他位相差顕微鏡指導員（1名）
- 電子顕微鏡メーカー指導員（1名）
- その他電子顕微鏡指導員（1名）

（注）

1. 都合により内容を一部変更することがあります。
2. 開講式は10：00より行う予定です。9：30までに入所してください。
3. 閉講式は15：45に終了する予定ですが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。
4. 帰路の航空機、列車の時間等により講義等や閉講式を欠席することは認めません。